

(仕様書補足説明)

2. 提供した JPG 形式の画像データ および 訳注本第 11 冊 (508 頁)・第 13 冊 (518 頁) をもとに PDF およびテキストデータを作成し、PDF に本文検索が可能になる透明テキストの貼り付けを行う。

提供資料 ・画像データ CD 2 枚 (JPG 画像、訳注本第 11・13 冊各 1 枚)

- ・書籍 『歴代宝案 訳注本第 11 冊』(508 頁)
- ・書籍 『歴代宝案 訳注本第 13 冊』(518 頁)

3. 文字入力は原則として底本どおりに行う。

→文字が見つからない場合 当方と調整。 【別紙 1 参照】

\* 中間報告時あるいは随時、表示できない文字の一覧を提出し、当方で代替文字または文字コードを指定する。

4. 識字率は 100 %とする。OCR ソフトを使用する場合は変換後の校正作業を綿密に行う。品質担保のため内校を徹底して行うものとする。

→ OCR ソフトおよび PDF 作成時の限界 (OCR ソフトでは表記できない文字などは別としてそれ以外の文字については徹底的に校正すること。

→仕様書の 7. pdf 貼り付け前に当方においてテキストデータのチェックを行う。

5. 8 月中に中間報告を行う。

進捗状況の報告および見つからない文字の表記について調整。

なお、これ以後も文字の調整は適宜おこなう。

6. 成果物の納品 【別紙 2 参照】

①歴代宝案 訳注本 第 11 冊 PDF (透明テキストを貼り付けたもの)

②歴代宝案 訳注本 第 11 冊 テキスト

\* 歴代宝案 CD 収録ファイル一覧

③歴代宝案 訳注本 第 13 冊 PDF (透明テキストを貼り付けたもの)

④歴代宝案 訳注本 第 13 冊 テキスト

\* 歴代宝案 CD 収録ファイル一覧

## 歴代宝案 訳注本第11冊(第13冊)見つからなかった文字 記録

※PDF、テキストファイル(UTF-8保存)の両方で、表示できない文字  
 ※代替文字または作字処理の外字コードを指定

日付	作業ファイル名	頁数	文書番号	検索不可 の文字	備考	代替文字 外字コード
20190601		049	146-01	𪛗	𪛗 (読みは モ )	𪛗
				𪛘	𪛘 (読みは トウ )	𪛘
				𪛙	𪛙 (読みは ユ)	𪛙
				𪛚	𪛚 (読みは ヘイ)	𪛚
				𪛛	𪛛 (読みは コ)	𪛛
				𪛜	𪛜 (読みは ラン)	𪛜
				𪛝	𪛝 (読みは チ)	𪛝
				𪛞	= (女+氏)	= (女+氏)
				𪛟	= (舟+宗)	= (舟+宗)
				𪛠	𪛠 (読みは トウ)	𪛠
				𪛡	𪛡 (読みは ショウ)	𪛡
				𪛢	= (人+离) (読みは チ)	= (人+离)
				𪛣	𪛣 (読みは キョウ)	𪛣
				𪛤	𪛤 (読みは チ)	𪛤
				𪛥	= (金+鬼) (読みは キ)	= (金+鬼)
				𪛦	𪛦 (読みは グシ)	𪛦

訳注本 PDF



透明テキストを貼り付ける



2-01-01

国王尚貞より福建布政使司あて、赴京の使臣の接回を請い、朝鮮の漂流民を送還する咨（一六九七、一〇、二七）

琉球国中山王尚貞、進貢の官員を接回する事の為にす。<sup>(2)</sup>  
 切照するに、康熙三十五年（一六九六）の冬、特に耳目官毛天<sup>(4)</sup>  
 相・正議大夫鄭弘良・都通事程順則等を遣わして、梢役を帶領<sup>(6)</sup>  
 し、船二隻に駕し、表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨<sup>(9)</sup>  
 し、起送して京に赴き、恭しく三十五年の貢典を進むるを煩為<sup>(10)</sup>  
 う外、都通事金世銘・使者翁自道等を摘回するに至りては、貴司、<sup>(15)</sup>  
 督撫兩院に具詳し、例に照らして題明するを荷蒙し、仍お原船に坐<sup>(16)</sup>  
 し、本年六月内に于て国に回る。但だ入覲の官伴及び存留の官伴<sup>(20)</sup>  
 は、向例として該国船を撥して接回す。久しく閩の地に淹りて以<sup>(23)</sup>  
 て天朝の廩餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事魏士哲・使者<sup>(25)</sup>  
 毛応鳳等を遣わして、水梢を率領し、海船一隻に坐駕して前来せ<sup>(27)</sup>  
 しむ。皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛天相等と同<sup>(30)</sup>  
 に一斉に來夏の蚤汛に于て帰るを賜わらば、下貢、期を愆うるに<sup>(33)</sup>  
 至らざるに庶からん。

2-01-01 国王尚貞より福建布政使司あて、赴京の使臣の接回を請い、朝鮮の漂流民を送還する咨（一六九七、一〇、二七）

琉球国中山王尚貞、進貢の官員を接回する事の為にす。  
 切照するに、康熙三十五年（一六九六）の冬、特に耳目官毛天  
 相・正議大夫鄭弘良・都通事程順則等を遣わして、梢役を帶領  
 し、船二隻に駕し、表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨  
 し、起送して京に赴き、恭しく三十五年の貢典を進むるを煩為  
 う外、都通事金世銘・使者翁自道等を摘回するに至りては、貴司、  
 督撫兩院に具詳し、例に照らして題明するを荷蒙し、仍お原船に

## テキストデータ（文書毎）

2-01-01 国王尚貞より福建布政使司あて、赴京の使臣の接回を請い、朝鮮の漂流民を送還する咨（一六九七、一〇、二七）

琉球国中山王尚貞、進貢の官員を接回する事の為にす。

切照するに、康熙三十五年（一六九六）の冬、特に耳目官毛天相・正議大夫鄭弘良・都通事程順則等を遣わして、梢役を帶領し、船二隻に駕し、表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨し、起送して京に赴き、恭しく三十五年の貢典を進むるを煩為う外、都通事金世銘・使者翁自道等を摘回するに至りては、貴司、督／撫兩院に具詳し、例に照らして題明するを荷蒙し、仍お原船に坐駕し、本年六月内に于て国に回る。但だ入覲の官伴及び存留の官伴は、向例として外国船を撥して接回す。久しく閩の地に淹りて以て天朝の廩餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事魏士哲・使者毛応鳳等を遣わして、水梢を率領し、海船一隻に坐駕して前来せしむ。皇上の勅書並びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛天相等と同一に一齐に来夏の蚤汎に于て帰るを賜わらば、下貢、期を愆うるに至らざるに庶からん。

（略）

右、福建等处承宣布政使司に咨す

康熙三十六年（一六九七）十月二十七日

注（1）進貢の官員を接回する 前回朝貢のため派遣されて中国に残留している者を迎えにゆき、つれ帰ること。

（2）事の為にす 為…事は「…の件」の意。明清代の公文書の冒頭に置かれて、

←横書き。

行間の注番号・ルビ、1行アケははテキスト化の対象外。

改行は底本通り。